

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日: 2025年2月3日

②施設・事業所情報 (2024年12月1日現在)

名称: 宮城ヶ原保育所	種別: 浦添市立保育所	
市長: 松本 哲治 所長: 田仲 涼子	定員 (利用人数): 124 (105) 名	
所在地: 浦添市宮城2-4-1		
TEL: 098-877-3827 080-4899-7798	ホームページ: https://www.city.urasoe.lg.jp/kyoiku/miyagigahara-hoikusho/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 2001年12月1日		
経営法人・設置主体 (法人名等): 浦添市		
職員数	常勤職員: 28 名 非常勤職員: 10 名	
専門職員	(専門職の名称)	
	保育士 33 名	幼稚園教諭 1 名
	調理師 4 名	
施設・設備の概要	保育室、一時保育室、園庭、厨房、事務室、ホール、医務室、沐浴室、調乳室、ほふく室、防犯カメラ、リフト、デッキ	

③理念・基本方針

【理念】

子どもの心身の発達を援助し、一人ひとりを大切に温もりのある保育で、地域に求められる保育所を目指す

【基本方針】

養護と教育が一体となる保育で、豊かな人間性を持つ子どもを育成する

【保育目標】

心身ともに健康でよく遊ぶ子

- ・丈夫な子ども
- ・心の豊かな子ども
- ・よく考える子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

宮城ヶ原保育所は平成13年12月に旧屋富祖保育所と旧宮城保育所を統合して開所した。公立保育所として地域の子育て支援の拠点となり、一時預かりや緊急に保育を要する子どもの受け入れ等を実施し、関係機関や地域との連携を活かした教育・保育施設づくりに取り組んでいる。

保育所は一つの園庭を中心に、認定こども園、児童センター、学童クラブの4施設が集う集合施設で道路の向側には小学校が隣接している。児童センターや認定こども園とは行事等で交流しており、4施設合同での総合防災訓練等を実施し連携を図っている。広い園庭のほか周囲には緑豊かな公園もあり、虫取りや落ち葉・木の実拾いなど季節の移り変わりを肌で感じながら、自然との触れ合いを楽しめる環境となっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年6月22日（契約日） ～
	2025年3月25日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 受 審

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 子どもを尊重した保育に取り組んでいる。

子どもを尊重する姿勢が、運営規程を初め、保育所のしおりやボランティア受け入れマニュアル等に記載されている。具体的には保育所のしおりの最初の頁に児童憲章や児童福祉法の抜粋が掲載されており、ボランティア受け入れマニュアルには、子どもと接する場合の注意点として「子どもをひとりの『人』として尊重する」ことが明記されている。年度初めの会議や園内研修で理念や倫理綱領等の読み合わせを行い、職員の理解が深まるように取り組んでいるほか「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、職員の保育の振り返りを行っている。また事例をもとに園内研修を行い子どもの権利擁護について学ぶ機会を設けている。子どもには絵本を通して互いを尊重する姿勢を伝え、日頃から子どもの声を受け止めて保育に活かしていくことを大事にすることに取り組んでいる。

2) 隣接の小学校や児童センターなどと連携し、地域の子ども・子育て家庭の支援の輪を広げている。

保育所の向かいに小学校があるほか、児童センター、認定こども園、学童クラブが同一敷地内に存在する子育て、教育に関する施設が集約された地域であるため、保育所から小学校まで情報共有や施設交流が可能である。また同一敷地内の4施設では定期的な会議が行われ、地域の保護者相談や子ども（子育て）の支援についての情報交換がなされている。保こ小連携から「架け橋プログラム」へ進むなかで互いの保育・授業参観等を行い、子どもの姿や保育実践の様子を確認し意見交換の場を設けるなど、小学校へのスムーズな移行へ繋げるための一翼を担っている。

◇改善を求められる点

1) 保護者アンケート等を実施し、さらに保護者の意見や要望を反映させる取り組みに期待したい。

行事後の感想については、保護者からの意見や要望をICT業務支援システムや紙ベースを活用してアンケートに取り組み、次回の行事等に反映させている。また送迎時のコミュニケーションや各クラスの懇談会（年2回）等で集約した意見・要望について、職員参画のもと必要な改善策等を検討し対応している。

今後は、保育所に対する満足度や意見・要望等について、保護者の意見や要望を反映させるための取り組みの一つとして、保護者アンケートを実施するなどの工夫が期待される。

2) マニュアルや手順書等の効果的な見直しに期待したい。

マニュアルや標準的な実施方法の見直しについては、随時職員の意見を聞いて年度末に所長・主任保育士が見直ししている。保護者の行事後のアンケートから行事の持ち方等についての意見を反映させて修正を行うなど、当保育所が単独で見直しできる部分はその都度実施し、市の保育所共通のマニュアルや手順書については、市の主任保育士会議等で話し合っている。

マニュアルや標準的な実施方法が多岐にわたることもあり、見直しされていないものも見受けられることから、今後は見直しの手順等について工夫し、さらに効果的に進められるよう取り組むことに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価受審に取り組む中で、職員一人一人の保育観を知り、子どもや保育の捉え方の幅を広げていくきっかけができました。また、経験に基づく実践的な保育の知識・技術を組織全体で共有していくことにも繋がりました。日頃の保育の中で、意識せず当たり前に行っていることについても、何故そうなのか、他により良い方法はないか等を意識し見直すことで、改めてマニュアルの必要性に気づくことができ、作成・実施計画に追加することができました。

今後、保護者アンケートから見えた課題も含め、保育の質の向上を目指して真摯に取り組み、今後の保育所運営に活かしていけるよう、職員一同努めてまいりたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目		評価結果	
I 福祉サービスの基本方針と組織			
共通	I-1 理念・基本方針		
	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	判断基準	a	法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。
		b	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
		c	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化や職員への周知がされていない。
	コメント	<p>理念、基本方針は、第4次てだこ親子プランをもとに、宮城ヶ原保育所運営計画、浦添市保育所運営規程、保育所のしおりに明文化されている。職員には職員会議にて周知が図られており、保護者に対しては、ICT業務支援システムで保護者向け発信と入園のしおりで発信されている。</p> <p>今後は、面談時や懇親会の際に、保護者に分かりやすく説明する資料作成などの工夫が望まれる。</p>	
	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
b		事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
c		事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握については、浦添市第4次てだこ親子プランに把握・分析した内容が記載されている。プラン策定時には、所長が委員として参加している。事業経営を把握・分析するための情報として、所長は園内職員会議で職員から上がった声をまとめて市のこども未来課に伝達している。</p>		
3	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	<p>経営課題を明確にするため、所長は職員の意見や要望を吸い上げつつ、予算内バランスをとりながら経営環境と状況の把握・分析に取り組んでいる。経営状況等の改善すべき課題については、職員会議で予算状況を共有しつつ、改善に向けた取り組みを進めている。</p>		

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	中・長期的なビジョンを明確にした計画として、第4次てだこ親子プランが策定されている。プランでは、第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画が明確にされており、令和6年度までの5年間のうち中間で見直しを図っている。予算は、市のこども未来課で管理されており、当保育所では当所のみ予算書を整備している。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度の計画は、第4次てだこ親子プランの中・長期計画を踏まえ、宮城ヶ原保育所運営計画に全体的な年間計画が実行可能な内容で策定されている。年間計画、研修計画・食育計画等も策定しているが、職員採用計画は市で管理されている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	事業計画の策定および実施状況の把握・見直しについては、例えば、避難訓練において遠方に避難する場合は夏場の暑い時期をずらすなど適宜見直し改善している。毎年2月～3月に職員からの意見を踏まえて、全体的に見直し次年度の計画に繋げている。職員周知については、毎年3月末の全体会議にて、読み合わせしている。定期的な会議でも持ち寄り内容周知意識を高めている。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	事業計画の利用者等への周知や理解促進として、計画の主な内容を保護者向けにICT業務支援システムで公開している。また、保護者役員会でも説明している。保護者からの要望や意見については職員会議で話し合い、日頃の保育に反映させているが、更に保護者等の参加を促す観点から、周知・説明の工夫が望まれる。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	保育の質の向上に向けた取り組みとして、保育所における自己評価については、毎年6月に自己点検・目標設定し、2月に振り返るようにしている。また、全体的な計画のなかで、年間研修計画を策定し実施することにより保育の質の向上に向けて取り組んでいる。今回初めて受審する第三者評価の結果を次年度職員全体で振り返り、保育の質の向上につなげていくことで、評価結果を分析・検討する場を組織的に位置付けて取り組むことが望まれる。	
9	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	取り組むべき課題を明確にするため、保育所の自己評価や行事アンケート、各クラスでの懇談会(年2回)での要望確認をICT業務支援システムや紙ベースで行っている。保護者の要望の集計分析は、職員参画のもと行い、必要な改善等の取り組みを行っている。今後は、保護者アンケートの取り方を工夫するとともに、改善策や計画等について必要に応じて見直しすることが望まれる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
コメント	所長の役割と責任については、宮城ヶ原保育所運営計画の中で、浦添市保育所職員職務分掌に明文化されている。所長不在時は、主任保育士が代理を行うことが職務分掌に明記されている。毎年3月末に行う職員会議で、職務分掌をもとに役割責任の確認と周知を行っている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
コメント	所長は、遵守すべき法令等の正しい理解のため、市の会議や研修に参加し理解促進に努めている。また市のデータベースで条例や法規を学び、職員に周知している。市こども未来課から報告のあった個人情報取り扱い等の法令に関する事項についても職員会議で周知した。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
コメント	所長は、職員の意見を普段の会話から汲み取ったり、必要時面談を設けるなどして、職員の意見や考えを聴取している。保育内容に関しては、職務会議にて全体で共有し保育の質の向上を図っている。研修参加は全職員を対象としており、研修参加希望を確認している。また、職員の個別課題にあった研修を案内することにも配慮している。新人職員からの意見も引き出しており、安心して働くことができる環境づくりに取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	人事労務管理については、子ども未来課が管理している。所長は、職場の現状を未来課へ伝えることで、人材確保などの必要な協力を依頼している。ICT業務支援システムを活用し登所管理、欠席連絡、おたより機能などを使用して職場環境整備に取り組んでいる。ICT業務支援システムの機能を、更に活用できるよう職員の意見を集約し市に伝えている。また早番・延長担当職員や休憩時間の代替職員のほか、事務代替職員も配置され、職員が働きやすい環境整備を進めている。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	必要な人材確保・定着に関しては、補充の必要な人数は毎月市に報告しており、子ども未来課が実施するバスツアーや説明会に所長等が参加している。令和7年度の保育士採用も決定しており、公立間での人事異動も行われている。現在、看護師の配置はないが、配置することで感染症や痙攣発作などの緊急時にすぐ相談できる体制が構築できるよう検討している。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	当所では市の保育者育成指標で保育士像が明文化されており、キャリアステージごとに必要な資質能力が示されている。保育士が自己評価を行うための「浦添市人事評価制度マニュアル」がある。 市の条例で人事基準はあるが、職員からは「人事基準が不明瞭で分からない」との声がある。人事評価システムで個人目標や達成度は評価に反映されており、今後は、職員への人事基準の周知及び職員自らが将来の姿が描けるような仕組み作りが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
コメント	職員の就業状況については、部分休業の制度や固定勤務・短時間勤務制度等がありワーク・ライフ・バランスに配慮されている。年次有給休暇は市の担当課で取得日数をデータ管理しており、取得が少ない職員には所長が取得を促している。職員の悩み相談窓口は所長となっており、適宜相談対応の時間を設けている。定期的な個別面談は年1回は行っており、市にも心身の健康について面談・相談できる窓口が整備されている。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
コメント	浦添市保育者育成指標で保育士像が明文化されており、所長が個別面談を実施している。市のデータベースでは正規職員のみを対象として個人目標が設定されているが、当所において、正職員は全体の1/3であるため、当保育所独自に現在の「保育士のための自己評価」の内容について目標設定の枠を設けるなどの工夫が望まれる。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
コメント	市子ども未来課で明文化されている保育士像をもとに、園内研修を毎年2月頃に計画し、年度が始まった後に課題が生じた場合は適宜修正している。外部研修については、市が年間研修計画を策定しており、計画には研修対象者も明記されている。今後も更に研修が効果的に実施されるよう、計画の見直しと対象者を選定する工夫に期待したい。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	職員一人ひとりについての教育・研修の場として、外部研修に関する情報提供が全職員対象に行われており、研修の機会が確保されている。また日々の業務の中でOJTが実施されている。個別の技術水準や専門資格の取得状況はヒアリングなどで把握しているが、一覧にまとめたり、意図的・計画的なOJTを実施するなどの工夫にも期待したい。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	実習生受け入れに関するマニュアルが整備されており、実習の目的や受け入れの意義などが明記されている。また、実習生のオリエンテーションマニュアルも整備されており、事前オリエンテーションについて詳細に記載されている。マニュアルをもとに実習を担当する指導者に対する研修も実施されており学校側と連携して対応している。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	市の一般会計および特別会計の歳入歳出決算書には、事業や財務等の情報が明記されており、保育所に関する予算書は年度初めにこども未来課から配布され、ファイル管理している。苦情・相談については、苦情・ご意見受付簿により管理され、必要な内容は市に報告し共有している。透明性と信頼性の向上のため、玄関への掲示や園だよりを通じて、苦情件数や公表可能な内容を公表している。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
コメント	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知されている。当所では、毎年県の指導監査を受けており、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営に努めている。こども未来課に会計課から問い合わせを受けることがあるため、監査の実施状況について共有している。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	地域との関わりについての基本姿勢が、市のてだこ親子プランの中で示されており、就学前の教育・保育施設が地域の子育て拠点として、その機能が発揮できるように取り組むことが記載されている。市の商業施設の中にある子育て支援センターと連携して親子交流の場を提供している。地域の子育て支援のリーフレットや社会資源についての情報を玄関で発信している。また、地域の祭りに5歳児が参加しダンスを披露したり、ムーチャー作り際には、出来上がったムーチャーを近所の方に配るなど地域との繋がりを広げる取り組みをしている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	ボランティア受け入れのマニュアルが整備されており、ボランティアの心得、ボランティアや保育体験を受け入れることの意義、受け入れの際の注意事項等が明記されている。自治会や近所の市民が駐車場の花壇に花を植え、水やり等を行っている。中学生の体験学習や高校生のインターンシップを受け入れており、子どもと接する時には「子どもを一人の『人』として尊重すること」がマニュアルにも記載されている。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	関係機関のリストが複数作成されており、事務所で保管している。主な連絡先は運営計画書に綴って各保育室に配置し職員が活用しやすいようにしている。所長や主任保育士が保こ小の連絡会議に参加し情報を共有している。また、要保護児童対策地域協議会に所長が参加しており、共通の問題について協働して活動している。家庭での不適切な養育が疑われるケースについて、兄弟が在籍する小・中学校や自治会、役所、児童デイ、相談支援事業所等複数の関係機関と連携して対応を協議している	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
コメント	子育て支援を利用している保護者の相談に対応しているが、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題については市の地域政策課を通して把握している。以前は夏祭りを実施していたが、コロナ禍と不審者対策が求められるようになり、安全対策のため中止されている。今後、子ども誰でも通園制度事業が開始された際には取り組んでいく予定をしており、保育所としてできる範囲内で取り組みを広げていくことが期待される。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	子育て支援事業として毎日午前中は園庭開放し、午後は育児相談、毎週水曜日に交流保育を実施している。市の子ども政策課が開催する子育て講演会等のポスターを掲示し保護者や来園者に参加を呼びかけている。保護者が入院したり出産や仕事復帰した際など緊急時の保育受け入れを子どもの利用人数の状況に応じて実施している。 現在は、保育所主催の行事が実施できておらず、今後地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献できるよう工夫することが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	子どもを尊重する姿勢が、理念や基本方針、運営規程、ボランティア受け入れマニュアル等にも記載されており、日頃から子どもを一人の人として尊重しその声を受け止めることを大事にしている。年度初めの会議や園内研修で読み合わせをして職員の理解が深まるように取り組んでいる。入園のしおりに児童憲章や児童福祉法の抜粋が掲載され、保護者に対しても周知・説明し宗教の違い等についても理解を図る取り組みをしている。子どもには絵本を通して互いを尊重する姿勢を伝えている。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	プライバシーに関するマニュアルが整備されており、着替えやプール遊び等の際の注意事項が明記されている。全体的な研修会で子どものプライバシーについて取り上げ職員間で話し合う機会を設けている。マニュアルに沿って着替えの際には外部から見えないようにカーテンを閉めるなどの取り組みをしている。3歳以上児のトイレは個室になっており、子どものプライバシーに配慮がなされている。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	保育所入所に関しては市が決定しており、見学希望者に対してはその都度受け入れして丁寧に説明している。市立保育所3か所について記載したパンフレットが作成され、各保育所の地図や共通の保育目標・主な年間行事・保育所の一日常が記載されている。パンフレットは毎月開催される主任保育士会議で見直し、検討している。	

評価項目		評価結果
31	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	保育の開始・変更については入園説明会の際に保護者に入園のしおりや重要事項説明書をもとに説明し、同意を得ている。説明にあたっては保護者等がわかりやすいように説明の工夫をしている。特に配慮が必要な場合の説明には、所長が立ち会って説明している。	
32	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	
	b 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
コメント	保育所等の変更に当たっては保育の継続性に配慮し、小学校に上がる際には保育所児童保育要録を作成して渡している。転園の場合は転園先から依頼があった場合に送信している。退園後もいつでも相談に来てよいことを口頭で伝えていて、随時、所長や前担任が対応している。 今後は相談窓口を設置し、その後の相談方法や担当者について記載した文書を作成して渡すことが望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	職員は日頃から子どもの表情や遊んでいる様子から子どもの満足度を把握しており、子どもと担任保育士との信頼関係構築に努めている。保護者に対してはクラス懇談会や個別面談等で話しあったり、年2回開催されている保護者役員会に、所長・主任保育士が参加して保護者の意向等を把握するように努めている。 保護者アンケートは行事後に取っているが、今後は保育所に対する意見や要望等のアンケートも実施し満足度を把握するよう取り組むことが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	<p>苦情解決体制が整備されており、玄関にポスターが掲示されている。意見箱を設置しているが口頭での苦情・要望が多く、役所を通して受け付けることもある。苦情内容としては駐車場の混雑の問題や、送迎予定時間外に早めに迎えに来て対応してもらえなかったこと等があった。苦情内容については職員間で話し合い、結果は玄関の掲示板に記載し、園だよりでも公表している。</p> <p>今後は保護者アンケートを実施して、保護者の意見や要望に沿ってさらに保育の質の向上に反映させることが望まれる。</p>	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	<p>保護者に対して送迎時に普段から声をかけコミュニケーションを深めるように努めている。相談は送迎時に受けることが多いが、内容によっては事務所や2階の一室を活用して受けるようにしている。相談をする際に複数の方法があることを伝えており、「苦情申し出窓口の設置について」という文書を作成して掲示している。</p>	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	<p>保護者からの相談や意見に対しては、丁寧に聴取し職員間で話し合い保護者にフィードバックしている。意見については受付簿が作成されており、内容・対応等が記載されている。保育士の態度や言葉遣いなどについての意見が寄せられたこともあり、緊急の職員会議を開催して問題点や対応等について話し合った。</p> <p>対応マニュアルについては、今後定期的に見直すことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	<p>「保育所における児童の安全対策について」市が具体的に暴風雨時や電気・ガス・水道等の供給困難時の対応等を周知している。プール遊びの安全対策や食物アレルギーの緊急対応についても詳細にマニュアルが作成されており、周知されている。また、ヒヤリハットがその都度記録されており、どのような状況で、職員配置はどうだったのか、この体験で得た教訓、などを職員間で共有している。事故については発生現場にて職員で危険箇所等を確認し対策を検討する取り組みを行っている。</p> <p>リスクマネジメント体制については、委員会やリスクマネージャーの確認ができなかったため、今後取り組むことが望まれる。</p>	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	<p>感染症の予防と対応のマニュアルが整備されており、職員に周知され所長を中心に対応が図られている。保護者には掲示板等で情報提供がなされ、入園のしおりには「子どもがかかりやすい感染症とその取扱い」として主な感染症の主要症状や休み期間、登所の目安等が記載されている。ヒトメタニューモウイルス感染症が流行した際には、勉強会を開催して職員間で共通理解を図った。</p> <p>今後は感染症の予防や対策について、定期的に勉強会等を開催したり、対応マニュアルを見直すことが望まれる。</p>	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	<p>災害時の対応体制が整備されており、所長が防災管理者となって消防計画を作成。毎月火災や地震、不審者対応等の避難訓練が実施されている。保護者には日頃から非常事態に備えて、避難先を数か所知らせており、緊急時はICT業務支援システムを使用して安全確認を行う体制を整備している。災害時に備えて子どもの引き渡し票を作成中である。また、在園児用の水や食料の備蓄をしている。</p> <p>緊急時を含めて災害時に地域の子どもの緊急受け入れする役割もあり、今後保育を継続するためのBCP業務継続計画を作成する予定であり、計画に沿った対応が期待される。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	a
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育が実施が十分ではない。
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	標準的な実施方法は運営計画の中に文書化されており、避難訓練のポイントや子どもへの安全指導、事故・怪我の対応やプール遊び、チェックリスト等多岐にわたって詳細に作成されている。運営計画は各クラスに保管され、他のマニュアル類は事務所で保管されている。熱性痙攣の対応や心肺蘇生法等の対応表が各クラスに掲示されている。手順書には子どもの尊重、プライバシーの保護等の姿勢が明示されており、事業計画書と共に職員に周知。所長や主任保育士が日々の記録や保育現場でチェックしている。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	マニュアルや標準的な実施方法の見直しについては、保育所が単独で見直しできる部分はその都度職員の意見を聞いて年度末に所長・主任保育士が見直ししている。保護者の行事後のアンケートの意見を反映させて行事の際の人数制限を緩和するなどの修正を行っている。市の保育所共通のマニュアルや手順書については、主任保育士会議等で話し合っている。マニュアルや標準的な実施方法が多岐にわたることもあり、見直しされていない部分があり、今後工夫することが期待される。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
コメント	入所時に家庭調査票や面接票、健康診断、予防接種の記録票等を提出依頼し、保護者や子どもの具体的なニーズを把握。個別の指導計画に反映させている。指導計画はクラス担任が作成し、特別な支援を要する子どもについては保護者や児童デイ、相談支援専門員等の意見を参考にし、アレルギーのある子どもについては医師の意見書や厨房職員の意見も聞いて作成している。適宜クラス会議を行い保育実践について振り返りや評価を実施している。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	<p>指導計画の見直しについては、クラスごとに実施し、必要に応じて主任保育士が参加している。毎週担当保育士が自己評価を行い、月末にその月の保育に対する自己評価を実施して記録に残している。3歳以上児についても月案・週案で個別の配慮が記載され、成長が記録されている。保護者とは体調面での配慮について密に連絡を取り、週ごとに自己評価した結果を次の指導計画作成に活かしている。</p> <p>今後は、個別支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備に期待したい。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
コメント	<p>子どもの状況について保育所で記録様式が定められ、職員に記録内容の書き方等を指導している。児童票はクラス担任が手分けして成長の様子を記録している。ICT業務支援システムを活用し3歳未満児には毎日お便り帳で活動の様子を個別に配信している。日々の申し送りは事務所のホワイトボードで配信され、早番職員から遅番職員へはメモで伝言が伝えられている。適宜(月2~3回)職員会議を開催し職員間の情報共有が図られている。今後はICT業務支援システムを活用してさらに情報を共有するシステムの導入に期待したい。</p>	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	<p>運営規程や市の個人情報保護規程により、記録の保存期間や廃棄、情報の提供に関する規定が定められている。記録の保管責任者は所長で記録は事務所で保管されている。職員には入職時に説明し同意書を取っている。また、年度初めの職員研修会でも説明し周知を図っている。保護者には入園説明会で説明・周知し同意書を取っている。</p>	

		評価項目		評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育			
	A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。		a
	判断基準	a	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取り組みが求められる。	
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
コメント	年度初めの職員会議において、子どもの権利条約、全国保育士倫理綱領やプライバシーに関するマニュアルなどを確認するほか、「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、職員の保育の振り返りを行い、事例をもとに園内研修を実施。子どもの権利擁護について周知・教育が実施されている。今後も権利擁護についての研修や事例検討をさらに組織的な取り組みとして、研修計画に反映させるなどの工夫に期待したい。			
A-2 保育内容				
A-1-(1) 全体的な計画の作成				
47	A②	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		b
	判断基準	a	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。	
		b	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。	
		c	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。	
コメント	全体的な計画については、児童憲章や児童福祉法、保育所保育指針の趣旨を捉え、保育所の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や過程を抑えた内容となっている。また、第4次てだこ親子プランのデータをもとに地域の実態に応じて作成されている。内容の評価においては、年度末に所長、主任保育士、クラスのリーダー職員とともに振り返りを行い、全体的な計画の見直しを行っている。 一方で、見直し等がある場合に内容を変更または作成する際は、集約した意見をもとに所長が計画を作成することとなり、保育に関わる職員が積極的に参画できるよう取り組む工夫が望まれる。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
コメント	子どもが快適に過ごせるよう、室内の温度及び湿度の管理に配慮している。室内には自由に遊べる空間を確保し、子どもが各々の興味に応じて活動に取り組めるよう環境を工夫している。5歳児は個別のくつろぐ部屋は設置されていないが、子どもの状況に応じてパーテーションで仕切り、休めるスペースを確保し安心して落ち着ける場所を提供している。手洗い場やトイレは常に明るく清潔に保ち、子どもが使いやすいよう配慮して整備している。			

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
c		一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
	コメント	一人ひとりの子どもの個人差を把握し、尊重するために子どもの様子を観察するほか保護者とのコミュニケーションを大切に、家庭環境の変化などに気を配っている。子どもに接する際には、子どもの「しよう」とする気持ちを汲み取りつつ、穏やかな言葉かけを意識し、子どもの気持ちに寄り添って対応している。職員は会議等の話し合いで情報共有し、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」などを活用して、子どもへの向き合い方について日々研鑽する取り組みも行っている。	
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分でない。
c		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	コメント	保育士は、個別面談などで保護者から情報を収集し、子どもの個人差を十分に把握した上で、基本的な生活習慣が身につくよう配慮している。3歳未満児では、トイレや手洗いについて子どもの自主性を損なわないよう声かけしながら手順を教えたり、食事の補助をしている。また、3歳以上児には、集団で行動する時のマナーや決まりを教材や分かりやすいイラストなどを用い、生活習慣が身につけられるよう援助している。子どもの体調面にも留意し、休息が必要な時は子どもがいつでも休めるよう職員に周知されており配慮がなされている。	
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
c		子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開していない。	
	コメント	3歳未満児には、食事や着替え、トイレなどの場面で自分から「しよう」とする気持ちを汲み取り、子どもの自主性を大切に受容しつつ、声をかけたり援助を行っている。また3歳以上になると自らの気持ちや相手のことを思いやれるよう保育士が仲立ちとなり、友達との人間関係を通して主体的に活動できるよう援助している。また、園庭や戸外遊びで身近な自然とふれあい、行事や地域のイベント等に参加し社会体験を得られるよう様々な取り組みを行っている。	

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	本年度は0歳児の入園はなかったが、0歳児においては、入園時に家庭調査票や面接票、健康診断、予防接種の記録票等を確認し、保護者や子どもの具体的なニーズを把握し個別指導計画に反映させている。また、お便り帳や登降所時に直接保護者と話しをして、子どもの様子や家庭での状況を確認し、体調や情緒面の変化に留意し、保育を行っている。授乳や食事においても子どもの表情を確認し、優しく語りかけながら援助を行い、応答的な関わりを心がけている。保育士は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や「浦添市保育者育成指標」などを活用し日々の保育の振り返りができる体制が整っている。	
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	1、2歳児において探索活動が活発になる子どもの「意欲」の芽生えを尊重し、安全面に配慮しつつ自発的な活動ができるよう保育士が関わっている。また、子どもの生活リズムに差があることを考慮し、活動と休息のバランスに配慮しながら、生活習慣の習得に向けて子どもが興味を持てるようキャラクターや絵本の挿絵を掲示し、自発的に活動できるよう促している。さらに他のクラスとの交流や保育士以外の職員(調理員、清掃員)も日々の生活において関わりを持ち、子どもの興味・関心が広がるよう配慮している。	
54	A⑨	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	3歳児以上の保育では養護と教育が一体的に展開されるよう、適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮している。そのために、子どもが自分のやりたいことをイメージし、それを伝えることができるよう環境構成を工夫し活動を支援している。また、5歳児の協同的な活動の取り組みについては、お店屋さんごっこや共同製作等を通じて、友達と協力して一つのことをやり遂げる達成感や連帯感を高め、子どもが体験を通して学ぶよう保育を実践している。 一方で保護者に対しては、ICT業務支援システムの活用やクラス懇談会を通じて活動の様子を伝えているが、地域や就学先の小学校などへも効果的に情報を共有するための工夫が期待される。	

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	<p>障害のある子どもの保育では、保護者からの聞き取りのほか、担当医の診断書(意見書)または市からの記録や申し送りなどを参考に個別の指導計画を作成している。計画に基づき子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。また、定期的に専門家・職員・保護者を交えた巡回指導があり、保育内容の見直しや保護者へのアドバイスができる体制が作られている。担当職員は内外の研修やケース会議を通して障害のある子どもの保育に関する情報や知識を得るほか、情報の共有を積極的にいき、保育所全体で関わりを持つことを心がけている。</p> <p>一方、エレベーターの設置やフロアにある段差などの設備面においては今後の改善が待たれる。また保護者に、障害のある子どもの保育に関する情報の伝達などについては、障害のある子どもの受け入れは明示しているが、さらに積極的に情報提供を行うことが望まれる。</p>	
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	<p>1日の生活を見通し、クラスで好きな遊びで過ごせるよう、コーナー遊びを充実させ、在園時間の長い子どもの連続性に配慮した環境構成に努めている。朝夕の合同保育になる場合も子どもの状況を確認し、休息が必要な場合は休めるよう保育室のレイアウトを工夫し対応している。引継ぎにおいても適切に申し送りがなされ、職員間で子どもの状態を把握し、保護者へ保育所での様子などを伝えている。</p>	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
c		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
	コメント	<p>小学校との連携、就学を見通した計画については、全体的な計画や5歳児の指導計画などに示されている。子どもが小学校への入学の期待感を持つと同時に、見通しを持った行動や持ち物の整理整頓・支度を自分で行うなど生活面の自立を支援している。さらに地域の保育所、認定こども園、小学校の職員が定期的な連絡会を持つほか、「架け橋プログラム」「架け橋プログラム」の活動で互いの保育・授業参観を行うなど、子どもの姿や保育実践の様子を確認し意見交換の場を設けている。また保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付。子どもの状況を伝えスムーズな就学支援に繋げている。</p>	

		評価項目	評価結果
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
コメント	<p>入園前の面接やその後の聞き取りなどで、既往症や予防接種の状況等について常に保護者と子どもの健康状態に関する情報を共有している。また健康管理について、日々の体調管理をはじめ、身体測定、健康診断など保健計画に基づき一人ひとりの子どもの健康状態を把握し記録している。その他にも保健だよりや掲示物などで保護者へ乳幼児突然死症候群(SIDS)や感染症予防などの情報提供を行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理			
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
コメント	<p>当保育所では定期的な健康診断・歯科検診を行い、結果を保護者に伝え治療等が必要な場合には病院受診を勧めている。健診の結果においては、保育計画(月案など)に反映させ、手洗い・うがいの励行や歯みがきの効能、治療の必要性等を教材や掲示物などを使い、子どもが健康への興味・関心が持てるよう配慮している。保護者にも保健だより等を通じて、子どもの健康管理について啓発している。</p>		
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
コメント	<p>アレルギー対応マニュアルが整備され、子どもの状況に応じた対応に努めている。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、医師の指示に基づいた生活管理指導表を活用し、保護者からの情報を職員間で共有している。給食は保育所内で調理しており食物アレルギーについては、保護者から聞き取りを行い細やかな配慮がなされている。さらに入園前の面談やクラス懇談会のほか、給食だより等でアレルギーについて保護者へも情報提供が行われている。</p>		

評価項目		評価結果						
A-1-(4) 食事								
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a						
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。</td> </tr> </table>	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	c	食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。
a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。							
b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。							
c	食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。							
	コメント	当保育所では食育計画が策定され、指導計画等に反映し食について興味、関心が持てるよう配慮、援助を行っている。食器やスプーン、箸も子どもの発達段階を考慮して様々な種類を用意している。その他にも教材や絵本・紙芝居などを用いて食事のマナーや食材の種類、食材の身体への働き等、健康について子どもに分かりやすく知らせている。また、カレーパーティーやムーチーづくりなどイベントを企画し、子どもに参加・体験させることを通して楽しみながら食育が進められるよう工夫している。さらに普段のコミュニケーションや個別面談などで食生活や食育に関する情報を発信し、食事の際に気になることについての相談など、保護者と連携を取りながら、切れ目のない一環した食育を目指している。						
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a						
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。</td> </tr> </table>	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。							
b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。							
c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。							
	コメント	自園調理で、0歳から5歳児クラスまで子どもの発達に合わせた食事の提供をしている。食事の際、好き嫌いがある子どもには、一口でも食べられたことへ賛辞を送り、子どもが自分で食べようとする気持ちを汲み取っている。また食の細い子どもには、食べる量を加減するなど食の幅が広がるよう配慮している。給食のメニューは、旬の野菜や伝統料理など季節感のある献立になるよう配慮されている。行事食では誕生会やクリスマスメニューのケーキに人気があり、子どもの期待や楽しみに繋がっている。調理員は子どもの給食の様子を見たり、子どもの話を聞いたりする機会があり、日々の子どもの健康状態に合わせた個別の配慮等ができる体制が構築されている。						
A-2 子育て支援								
A-2-(1) 家庭との緊密な連携								
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a						
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。</td> </tr> </table>	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。							
b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。							
c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。							
	コメント	保護者とは送迎時に保育所での子どもの様子を伝え、家庭での様子を聞くなど日々のコミュニケーションのほか、保育参観や運動会、発表会の行事等でアンケートを実施するなど、保護者との連携を図っている。クラス懇談会(年2回)や個人面談等を通じて、家庭での困り感や保育所での活動の様子、今後の保育目標等を確認。日々の過ごし方や子どもの成長について共有し、相互の理解を深めている。また子どもの変化や家庭の状況が分かるよう、面談や情報交換については、内容を必要に応じて記録し保管している。						

評価項目		評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
64	A⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 a
	判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
コメント	日々のコミュニケーションにおいて、保護者との信頼関係を築けるよう明るく保護者に声をかけ、子どもの様子についてポジティブな一言を添えるよう心がけている。具体的な相談には、各クラス担任のほか、主任保育士や所長も保護者の要望に応じた対応を行っている。また保護者の就労等個々の事情に配慮して、可能な限り対応している。相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、所長や主任保育士の助言、補佐が受けられる体制が整っており、担当者の負担感が軽減できるよう配慮がなされている。	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
コメント	登所時の子どもの服装や表情、身体の状態などを観察し、保護者が少し不安や疑問を抱えていると感じられる際には、声をかけ瞬時でも保護者と話し保護者の状態を把握。不適切な養育の早期発見ができるよう心がけている。万一にも不適切な養育等の可能性があると思われる場合には、所長・職員で情報を共有し予防的に市と連携して、関係機関への繋ぎによる福祉的な制度利用方法について伝えるなど、迅速に対応している。さらに市の家庭相談員を中心とした関係機関との意見交換なども行える体制があり、不適切な養育等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について柔軟な対応ができるようになっている。	
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
66	A㉑	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 b
	判断基準	a 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
		b 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
		c 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
コメント	当所では「保育士のための自己評価(市公立保育所編)」や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、定期的に保育士の保育実践を振り返り、自己評価を行っている。また、毎月の職員会議のほか各事案での取り組みを話し合うことで、クラスの保育や当所での取り組みについて評価・反省し職員間で共有している。 今後は、自己評価の振り返りを共有する仕組みや個別評価・反省を分析し、当所全体の保育実践の評価に繋げていけるように工夫することが望まれる。	

評価項目		評価結果
A-4-(2) 子どもへの不適切な関わりの防止等		
67	A⑳	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
コメント	<p>子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見については、職員が定期的に行う「人権擁護のためのセルフチェックリスト」での自己チェック並びに職員へ意識共有を図っている。また、保護者や子どもからの訴えや相談などは所長が即時対応し、職員からの状況説明やエビデンスの確認を行っている。</p> <p>一方で所長や職員の範囲内で個別対応は行われているが、予防対策についてのマニュアルや研修会については、組織的な対応策や取り組み等が明文化されておらず、園内の周知や具体例の収集など今後の取り組みを工夫することが望まれる。</p>	